

みどり市女性在宅就業支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、みどり市内の子育て世代に対し、デジタルスキル及びテレワークスキルの習得支援を行うとともに、習得したスキルを活かした具体的な就労機会の提供・マッチングを行うものである。これにより、市内の子育て世代の経済的自立と社会参画を後押しし、地域経済の活性化及び子育てしやすい環境のさらなる充実を図ることを目的とする。

本業務の委託にあたっては、公募型プロポーザル方式により広く事業者を募集し、その企画提案を評価するとともに、事業者の本件業務に対する技術力・業務遂行能力、信頼性・社会性及び見積額等を総合的に判断し、最適な事業者を選定する。

2 業務概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | みどり市女性在宅就業支援業務委託 |
| (2) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月31日(水)まで |
| (3) 履行場所 | 群馬県みどり市笠懸町阿左美1912番地1(みどり市役所 農林業センター内)ほか |
| (4) 業務内容 | 別紙「みどり市女性在宅就業支援業務委託 仕様書」のとおり。
なお、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではなく、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。 |
| (5) 契約方法 | 随意契約 |
| (6) 契約保証金 | 免除 |

3 提案上限額

金3,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※見積額が提案上限額を超過している場合は失格とする。

4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本公告の日から受託候補者の特定の日まで、みどり市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条各号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しない者であること。
- (7) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)並びに地方税(市税等)を滞納していない者であること。

- (8) その他法令に違反していないこと、又は違反するおそれがない者であること。
- (9) 情報の取扱いについて、不正アクセスの防止、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等の防止を図るため、個人情報保護に関する社内規定や法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備されている者であること。
- (10) 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）において、群馬県内又は近隣の地方公共団体が発注した、本業務と同一又は類似の業務を元請けとして受託した実績を有する者であること。

5 実施スケジュール（予定）

- | | | |
|-----------------------|--------------|--------|
| (1) 公告 | 令和8年4月27日（月） | |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和8年5月7日（木） | 午後5時必着 |
| (3) 質問への回答 | 令和8年5月11日（月） | |
| (4) 参加申込書等の提出期限 | 令和8年5月18日（月） | 午後5時必着 |
| (5) 企画提案書・見積書提出期限 | 令和8年5月25日（月） | 午後5時必着 |
| (6) 第1次審査結果通知 | 令和8年5月28日（木） | |
| (7) 第2次審査（プレゼンテーション等） | 令和8年6月上旬～中旬 | （予定） |
| (8) 最終審査結果通知 | 令和8年6月中旬 | （予定） |
| (9) 契約予定日 | 令和8年6月中旬 | （予定） |

6 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。本市は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。

協議の過程において、本事業の関係者等が、守秘義務を遵守したうえで受託者の応募書類を、本業務の実施または質の向上のために閲覧する可能性がある。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、アイデアなどを使用した結果生じる責任は、受託者が負うものとする。

(4) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

(5) 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は参加辞退届を受付期限までに提出すること。

7 提出書類等

本プロポーザルへの参加希望者は、次の書類を提出すること。

No.	書類名	様式	部数	提出期限
1	質問書	様式1	1部	令和8年5月7日(木)
2	参加申込書	様式2	各1部	令和8年5月18日(月)
3	会社概要書	様式3		
4	業務実績書	様式4		
5	誓約書	様式5		
6	履歴事項全部証明書の写し(法人のみ)			
7	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)		・正本各1部 ・副本各8部	令和8年5月25日(月)
8	企画提案書	任意様式		
9	業務工程表	任意様式		
10	業務体制表	任意様式		
11	見積書	任意様式		
12	参加辞退届	様式6		

※「見積書」のみ会社名・会社印・代表者名・代表者印を記名押印すること。

8 質問及び回答

(1) 質問書の提出について

ア 提出書類

質問書(様式1)

イ 提出方法

質問書(様式1)に質問事項を簡潔にまとめ、メールにより担当課(巻末に記載)へ提出すること。なお、提出後は未受信を防止するため、必ず電話(閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)により受信確認を行うこと。

※メールの件名は、「質問書 みどり市女性在宅就業支援業務委託(事業者名)」とすること。

ウ 提出期限

令和8年5月7日(木)午後5時まで

(2) 質問に対する回答について

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年5月11日(月)午後5時までにみどり市ホームページにて公表することとし、個別回答は行わないこととする。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

9 参加申込

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 会社概要書(様式3)

ウ 業務実績書(様式4)

①令和3年度以降の群馬県内又は近県の地方公共団体からの受注実績のうち、本業務と同種・類似する業務を記載すること。

② 記載する業務数は、最大5件とする。

③ 業務実績書に記載した業務のテクリスの写し又は契約書および仕様書の写しを添付すること。

エ 誓約書(様式5)

- オ 履歴事項全部証明書（直近6か月以内のもの）の写し（※法人のみ）
- カ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）

（2）提出方法

書類提出のほか、メールに添付して提出すること。

なお、提出後は未受信を防止するため、必ず担当課（巻末に記載）に電話（閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）により受信確認を行うこと。メールの件名は、「参加申込書類一式 みどり市女性在宅就業支援業務委託（事業者名）」とすること。

ア 持参の場合

閉庁日を除く 午前9時から午後5時までに担当課（巻末に記載）へ直接提出。

イ 郵送の場合

封筒に「プロポーザル参加申込書在中」と記入し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、提出期限までに事務局へ到着するように提出。

（3）提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時 必着

10 企画提案書等の提出

（1）提出書類

- ア 企画提案書（任意様式） ※企画提案書の作成上の注意事項については（4）を参照。
- イ 業務工程表（任意様式）
- ウ 業務体制表（任意様式）
- エ 見積書（任意様式） ※見積書の作成上の注意事項については（5）を参照。

（2）提出方法

書類提出のほか、メールに添付して提出すること。

なお、提出後は未受信を防止するため、必ず担当課（巻末に記載）に電話により受信確認を行うこと。メールの件名は、「企画提案書類一式 みどり市女性在宅就業支援業務委託（事業者名）」とすること。

ア 持参の場合

閉庁日を除く午前9時から午後5時までに担当課（巻末に記載）へ直接提出。

イ 郵送の場合

封筒に「企画提案書等在中」と記入し、書留郵便など配達記録が分かる方法により提出。

（3）提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時 必着

（4）企画提案書作成上の留意点

- ア 原則、A4版、横書きとすること。
- イ 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。
- ウ 表紙および目次を作成し、表紙にはタイトル「みどり市女性在宅就業支援業務委託」及び提出年月日を記載すること。
- エ 両面印刷とすること。
- オ 印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- カ 下段余白中央にページ毎にページ番号を付けること。
- キ 企画提案書は、1提案者につき1案とする。

（5）見積書作成上の留意点

- ア 枚数は任意とするが、積算根拠を示した内訳書も添付すること。

- イ 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含めた額とすること。
- ウ 本実施要領に基づく提案上限額の範囲内とし、費用をすべて記載すること。
- エ 予算内で提案できる事業等があれば、その積算についても記載すること。

(6) その他

- ア 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- イ 提出期限までに企画提案書等が事務局に到達しない場合は、失格とする。
- ウ 見積金額が提案上限額を超える場合は、失格とする。
- エ 選定された企画提案書等は、個人情報及び見積額を除き公表することがある。

11 選定方法

第1次審査（書面審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）により選定を行う。

(1) 第1次審査（書面審査）

参加資格要件を満たし、かつ提案価格が提案限度額の範囲内にある者について、第1次審査を行い、評価点の上位1～3者を第1次審査通過者とする。ただし、評価点が18点（6割）に満たない者は第2次審査の対象外とする。

第1次審査の結果については、結果に関わらずプロポーザル参加申込書に記載された連絡先へメールで通知する。評価方法については、「審査実施要領」を参照すること。

※審査員及び第1次審査については非公開とする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案の内容確認や補足説明を受けるため、提案者によるプレゼンテーション審査員による質疑応答を実施する。評価方法については、「審査実施要領」を参照すること。

※審査員及び第2次審査については、非公開とする。

ア 実施日時

令和8年6月上旬～中旬（予定） ※時間等の詳細は、別途参加者に通知する。

イ 実施場所

群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地（みどり市役所 笠懸庁舎内）

ウ 実施概要

- ①プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、受付順とする。
- ②1者あたり30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。
- ③プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務配置予定技術者を含む3名までとし、業務体制表に記載のある責任者は必ず出席すること。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングは、企画提案書に基づき実施し、パソコンを使用する場合は、提案者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは、本市が用意する。

(3) 審査内容

評価項目及び配点については、別紙「評価項目及び配点表」を参照すること。

※いずれの審査においても提案者の得点については公開しない。

※いずれの審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(4) 優先交渉権者の選定及び決定

- ア 第1次審査及び第2次審査の総合得点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。
- イ 最高点が2者以上となった場合は、第2次審査の得点が高い者を優先契約交渉権者とする。それも同点なら見積価格が低い者を優先交渉権者とする。
- ウ 事業者が1者の場合は、各審査員の評価点数が6割を超える場合にその者と契約交渉を行う。
- エ 最終審査の結果については、結果に関わらず参加申込書に記載された連絡先へメールで通知する。

オ その他、選定方法に定めのない事項については、審査員の協議により決定する。

(5) 審査結果の発表及び通知

審査結果は、令和8年6月中旬に、プレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての提案者にメール及び文書により通知するとともに、みどり市ホームページで公表する。

なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

12 契約の締結

(1) 優先交渉権者は、本市と提案内容についての協議を行い、整った場合は速やかに随意契約を締結する。受託候補者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 決定された企画提案書の内容は、特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、そのまま実施することを担保するものではなく、業務内容及び業務委託料について、発注者及び受注者で協議の上、提案上限額の範囲内で変更する場合がある。

(3) 仕様書は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において、変更を行う場合がある。

(4) 本業務の契約は、発注者の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間又は業務委託料の変更が必要になった場合に限り、変更することができる。

13 遵守事項

プロポーザル参加者は、下記の事項を遵守しなければならない。プロポーザル参加者が、下記の事項に違反したとき、又は審査員が不適正な行為をしたと認めたときは、失格とする。

(1) プロポーザル実施において、公平な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。

(2) 他のプロポーザル参加者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。

(3) みどり市契約規則及び関係法令等に基づく違反をしないこと。

(4) 暴力団関係者を担当若しくは代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。

(5) 担当課の指示に従うこと。

14 参加辞退

参加申込書の提出後に辞退する際は、辞退届（様式6）を期限までに提出するものとする。

15 問い合わせ

みどり市役所 産業観光部 商工課

住所 〒379-2311

群馬県みどり市笠懸町阿左美 1912 番地 1（みどり市役所 農林業センター 2階）

電話 0277-76-1938（直通）

ファクス 0277-76-9049

メール shoko@city.midori.gunma.jp